

2020年5月29日

厚生労働省老健局長 大島一博 様

高齢者住まい事業者団体連合会

公益社団法人全国有料老人ホーム協会

一般社団法人全国介護付きホーム協会

一般社団法人高齢者住宅協会

代表幹事 市原 俊男

高齢者住まいにおける新型コロナウイルス感染症対策に係る要望について

新型コロナウイルス感染症の発症者は減少傾向にありますが、高齢者施設・高齢者住まいにおけるクラスター発生の事例も報告されており、予断は許されない状況です。

高齢者住まいにおいては、厚生労働省から示された事務連絡等を踏まえ、これまで感染防止に全力を尽くしており、なお警戒態勢を敷いております。

また、高齢者住まいの職員は、自らの感染リスクと闘いながら、万一、感染者が発生した場合でも日常生活支援、食事、介護、重症化の予防などのサービスを継続的に提供しています。

高齢者住まいは通院、入退院を繰り返す入居者あるいは医療機関からの新規入居者の受け入れなど、防ぎ切れない感染のリスクも抱えています。

高齢者住まいで感染が拡大し、職員数が減少し、高齢者住まいの利用が制限され、あるいは閉鎖に追い込まれた場合には、入居者である高齢者は行き場を失い、「介護崩壊」と呼ばれるような事態が生じるのではないかと懸念しております。

高齢者住まい事業者は入居者、ご家族とも連携し、一層の感染予防に努める所存ではございますが、このような状況に置かれておりますことに格別のご配慮を賜りたく、下記のとおり要望を申し上げますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

記

1. 医療機関を退院して高齢者住まいへ入居する利用者に対する PCR 検査の実施

医療機関を退院して高齢者住まいへ入居される方は多数いらっしゃる（介護付きホームの場合は約4割）が、退院する際のPCR検査は、現状では行われていない。

しかしながら、このような入居者は入院中にコロナウイルスに感染しているおそれがあり、また、感染が判明した事例も発生している。高齢者住まいでコロナウイルスが一度発生してしまうと、高齢者は感染リスクが高く、また、高齢者住まいは「生活の場」であることから入居者同士の社会的距離を取りにくく、加えて認知症の利用者に対して、マスクの着用等の感染対策行動の徹底が難しいこともあるため、集団感染が発生するおそれがある。

このため、医療機関を退院して高齢者住まいに新たに入居する利用者及び様々な疾病により入院した後に再度入居してくる利用者については、PCR検査を実施することとしていただきたい。

2. 高齢者住まいに対する地方公共団体・保健所による支援

高齢者住まいにおいて新型コロナウイルス感染症者、濃厚接触者が発生した場合には、これまで、地方公共団体や保健所において感染拡大防止のための具体的な指導を始めとしたさまざまな支援を行っていただいているところであり、心から感謝を申し上げます。

その際、高齢者住まい、特に小規模事業者やサービス付き高齢者向け住宅・住宅型有料老人ホームにおいては、新型コロナウイルス感染症への対応が難しいことから、万一感染者が発生した場合、下記の行政サービスの提供を含めて、地方公共団体及び保健所が連携の上、高齢者住まいへの対応窓口の一元化及び明確化を行っていただくとともに、ワンストップサービスのような形で事業者を支援していただきたい。

- ・感染症拡大防止のための指導やマスク、消毒剤、防護服、フェイスシールド等の衛生用品の配布
- ・感染症の専門家の派遣や新型コロナウイルス感染者の入院先の紹介
- ・介護が必要となったサービス付き高齢者向け住宅・住宅型有料老人ホームの入居者の一時避難先の確保
- ・人員不足により継続運営が難しくなった場合の人的支援の相談等

3. 「面会制限」の見直し

高齢者住まいにおいては、厚生労働省の事務連絡（4月7日付け及び2月24日付け）を踏まえて家族等の面会制限を行ってきた。

しかしながら、面会制限を始めて3か月近くが経過し、テレビ電話等の対応を個別に進めているものの、高齢者住まい側の工夫にも限界があり、ご家族の面会を希望する声の高まりに答えきれなくなっているケースが出てきている。

今般、緊急事態宣言がすべての都道府県で解除されるに至ったこともあり、各ホームの実情に応じた感染防止策を万全に講じることを前提としたうえで、事務連絡の「面会制限」については見直していただきたい。